変 更 後

1~3略

 $1 \sim 3$ 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地 の整備改善のための事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

東米女 中央及び安地中 地	中长之体	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他
事業名、内容及び実施時期	実施主体	ための位置付け及び必要性	及び実施時期	の事項
●事業名	川西市	川西能勢口駅前、キセラ川西地	●支援措置	
 1:中心市街地案内サイン		区、その2点を繋ぐエリア及び	中心市街地再	
板設置事業		みつなかホールを中心とした小	活性化特別対	
●事業内容		花地区に、デザインルールによ	策事業	
デザインルールにより統		り統一された案内サイン板を設	●実施時期	
一された案内サイン板を		置することで中心市街地の回遊	令和2年度~	
設置する		性の向上を図る。	<u> 令和 4 年度</u>	
●実施時期		中心市街地の魅力及び回遊性を		
 令和2年度~ 令和4年度		高める本事業は『恒常的なにぎ		
		わいが生まれる持続可能なまち		
		を創造する』を目標とする中心		
		市街地の活性化に寄与する事業		
		である。		
●事業名	川西市	JR 川西池田駅から阪急川西能	●支援措置	
61:JR川西池田駅-阪急川		勢口駅を結ぶ連絡橋の屋根を新	中心市街地再	
西能勢口駅連絡橋屋根更		しく更新することで、歩行者の	活性化特別対	
新工事		快適な通行と安全性を向上さ	策事業	
●事業内容		せ、中心市街地全体の回遊性向	●支援期間	
JR川西池田駅から阪急川		上を図る。	令和5年度	
西能勢口駅を結ぶ連絡橋		中心市街地の回遊性を高める本		
の屋根を更新する。		事業は、『恒常的なにぎわいが		
●実施時期		生まれる持続可能なまちを創造		
令和5年度		する』、『魅力ある場所や、活		
		躍する人が生まれるまちを創造		
		する』を目標とする中心市街地		
		の活性化に寄与する事業であ		
		る。		

- (2) ② \sim (4) 略
- 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容

の整備改善のための事業に関する事項

変 更 前

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

_ ,	の地でてて104010101010101 11110			\wedge	
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他
	尹未石、NA及U·天旭时朔	天旭土 件	ための位置付け及び必要性	及び実施時期	の事項
	●事業名	川西市	川西能勢口駅前、キセラ川西地	●支援措置	
	1:中心市街地案内サイン		区、その2点を繋ぐエリア及び	中心市街地再	
	板設置事業		みつなかホールを中心とした小	活性化特別対	
	●事業内容		花地区に、デザインルールによ	策事業	
	デザインルールにより統		り統一された案内サイン板を設	●実施時期	
	一された案内サイン板を		置することで中心市街地の回遊	令和2年度~	
	設置する		性の向上を図る。	<u>令和6年度</u>	
	●実施時期		中心市街地の魅力及び回遊性を		
	令和2 年度~ <u>令和6 年</u>		高める本事業は『恒常的なにぎ		
	度		わいが生まれる持続可能なまち		
			を創造する』を目標とする中心		
			市街地の活性化に寄与する事業		
			である。		
	●事業名	川西市	JR 川西池田駅から阪急川西能	●支援措置	
	61:JR川西池田駅-阪急川		勢口駅を結ぶ連絡橋の屋根を新	中心市街地再	
	西能勢口駅連絡橋屋根更		しく更新することで、歩行者の	活性化特別対	
	新工事		快適な通行と安全性を向上さ	策事業	
	●事業内容		せ、中心市街地全体の回遊性向	●支援期間	
	JR川西池田駅から阪急川		上を図る。	令和5年度~	
	西能勢口駅を結ぶ連絡橋		中心市街地の回遊性を高める本		
	の屋根を更新する。		事業は、『恒常的なにぎわいが		
	●実施時期		生まれる持続可能なまちを創造		
	令和5年度~		する』、『魅力ある場所や、活		
			躍する人が生まれるまちを創造		
			する』を目標とする中心市街地		
			の活性化に寄与する事業であ		
			る。		

- (2)②~(4)略
- 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容

$(1) \sim (2)$ ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の事項
●事業名 8: こども若者相談センタ 一の運営	(略)	(略)	(略)	
●事業名 9:民間保育施設整備 補助事業 ●事業内容 待機児童ゼロの継続及び 入所保留児の解消を図る ため、民間保育施設整備に 係る経費に対して補助を 実施する ●実施時期 令和元年度~	民間事業者、川西市	待機児童ゼロの継続及び入所保留児の解消を図るため、民間保育施設整備に係る経費に対して補助を実施し、住みやすいまちづくりをめざす。 中心市街地において魅力的な「電力を関係である場所や、活躍する」、『魅力の活性に必要なまちを創造する』、『魅力のあるまちを創造する』、『魅まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<u>付金</u> ●実施時期	

(4) 略

6.略

- 上のための事業及び措置に関する事項
- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

_ ′	O 11-7	_ / - , ,,		,,,,	
	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
ŀ	●事業名		元900位置[10]次0见·安任	及0天爬門列	√プサ・☆
	55:清和源氏まつり	(略)	(略)	(略)	
ļ	50・何和你以ようり				
	●事業名	川西市、	<u>はたちのつどい</u> の開催にあわせ	●支援措置	区域内
	58:はたちのつどいまちな	川西市中心	て、キセラ川西せせらぎ公園な	中心市街地活	
	かにぎわい事業	市街地活性	どで中心市街地内の事業者によ	性化ソフト事	
	●事業内容	化協議会	る新成人向けのPRイベントを	業	
	キセラ川西プラザではた		開催し、 <u>20 歳を迎えた市民</u> を祝	●実施時期	
	ちのつどいを実施すると		い、中心市街地の魅力の周知を	令和4年4月	
	ともに、キセラ川西せせら		図ることにより、来街を促進す	~	
	ぎ公園などで新成人向け		る。		
	のPRイベントを開催す		中心市街地のにぎわいを創造す		
	3		る本事業は、『恒常的なにぎわ		
	●実施時期		いが生まれる持続可能なまちを		

$(1) \sim (2)$ ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の事項
●事業名 8: こども若者相談センタ ーの運営	(略)	(略)	(略)	
●事業名 9:民間保育施設整備 補助事業 ●事業内容 <u>待機児童の解消に向けて、民間保育施設整備に係る</u> 経費に対して補助を実施する ●実施時期 令和元年度~	民間事業 者、川西 市	待機児童の解消に向けて、民間保育施設整備に係る経費に対して補助を実施し、住みやすいまちづくりをめざす。 中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 保育所等整備 交付金、認定こ ども園施設整 備交付金 ●実施時期 令和元年度~	

(4) 略

6. 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向 上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

東光々 内容及び字按時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する	支援措置の内容	その他
事業名、内容及び実施時期	夫 爬土件	ための位置付け及び必要性	及び実施時期	の事項
●事業名 55:清和源氏まつり	(略)	(略)	(略)	
●事業名	川西市、	成人式典の開催にあわせて、キ	●支援措置	区域内
58:新成人まちなかにぎわ	川西市中心	セラ川西せせらぎ公園などで中	中心市街地活	
<u>い事業</u>	市街地活性	心市街地内の事業者による新成	性化ソフト事	
●事業内容	化協議会	人向けのPRイベントを開催	業	
キセラ川西プラザで <mark>成人</mark>		し、 <u>新成人</u> を祝い、中心市街地	●実施時期	
式典を実施するとともに、		の魅力の周知を図ることによ	令和4年4月	
キセラ川西せせらぎ公園		り、 <mark>新成人の</mark> 来街を促進する。	~	
などで新成人向けのPR		中心市街地のにぎわいを創造す		
イベントを開催する		る本事業は、『恒常的なにぎわ		
●実施時期		いが生まれる持続可能なまちを		
令和2 年度~		創造する』を目標とする中心市		

 ۸ 1-0 E E				
令和2 年度~		創造する』を目標とする中心市		
		街地の活性化に必要な事業であ		
		る。		
(略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名	(略)	(略)	(略)	
64: 市制70 周年記念事業				
●事業名	川西市	多世代が集えるスペース「コミ	●支援措置	
65: (仮称) 川西市コミュ		ュニティパーク」を整備し、中	中心市街地再	
ニティパーク整備事業		心市街地の活性化を図る。また	活性化特別対	
●事業内容		大型のLEDビジョンを設置	<u>策事業</u>	
駅前商業施設内に多世代		し、市のプロモーション、防災		
が交流できる場として「コ		情報の発信などに利用する。 来街者の増加、賑わいの創出の	●実施時期令和6年4月	
ミュニティパーク」を整備する。また、市の様々な情		一 大国 有の増加、脈わいの創出の 向上につながる本事業は、『恒	<u> </u>	
報発信のための大型ビジ		常的なにぎわいが生まれる持続	_	
ョンを設置する		可能なまちを創造する』、『魅		
<u>●実施時期</u>		力ある場所や、活躍する人が生		
<u>令和6年度~</u>		まれるまちを創造する』を目標		
		とする中心市街地の活性化に必		
		要な事業である。		
●事業名	川西市	自己の充実や生きがいの創出を	●支援措置	区域内
66: 生涯学習講座運営事業		図るための生涯学習講座を実施	<u>中心市街地活</u>	
●事業内容		し、アステ市民プラザへの来館	性化ソフト事	
生涯学習の支援事業とし		を促進することで、にぎわいを	業	
て、中学生を除く15歳以		創出する。	<u>●実施時期</u>	
上の市民を対象に「川西市		中心市街地への来街者を増やす	令和6年4月~	
生涯学習アカデミー」を開		本事業は、『恒常的なにぎわい	令和7年3月	
<u>講する。</u>		が生まれる持続可能なまちを創		
アステホールでの対面授		造する』、『魅力ある場所や、		
業のほか、公民館では対面		活躍する人が生まれるまちを創		
授業の様子をオンライン		造する』を目標とする中心市街		
配信で受講することが可能		地の活性化に必要な事業であ		
能。		<u>3.</u>		
<u>●実施時期</u>				
<u>令和6年度~</u> ②~ (4) 略				

(2)②~(4)略

8 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 別紙の通り

		街地の活性化に必要な事業であ		
		る。		
	(1.5)			
(略)	(略)	(略)	(略)	
●事業名	(略)	(略)	(略)	
64: 市制70 周年記念事業				
新規追加				
新規追加				
<u> </u>				

(2)②~(4)略

8. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 別紙の通り

- 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- [1] 市町村の推進体制の整備等
- ①中心市街地活性化を総括する組織

本市では商工業を所管する市民環境部産業振興課が中心市街地活性化事業を総括しており、関係部局との連携を図りながら、基本計画のとりまとめや関連事業の進捗状況の管理等を行っている。

組織	所属員
市民環境部	部長
	副部長
産業振興課	商工業担当
	課長1名
	課員3名

②~③略

- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
- ①略
- ②構成員及び開催状況
 - (i) 構成員

	区分	団体名	役職	法令根拠
1	経済活力の向上	川西市商工会	会長	法第15条第1項第2号
				1
2	同上	川西市	副会長	法第15条第4項第3号
3	都市機能の増進	川西都市開発(株)	副会長	法第15条第1項第1号
				口(川西市出資比率 40%)
4	経済活力の向上	(一財) 川西市まちづく		法第15条第1項第2号
<u> </u>		り公社		ロ
<u>5</u>	同上	川西商店連盟		法第15条第4項第2号
<u>6</u>	同上	能勢口商業協同組合		法第15条第4項第2号
<u>7</u>	同上	TEMPO175振興会		法第15条第4項第1号
<u>8</u>	同上	パルティ川西名店会		法第15条第4項第1号
0	<u>同上</u>	ベルフローラかわにし		法第15条第4項第2号
9		商店会		
10	同上	(株) プライムプレイス		法第15条第4項第2号
<u>10</u>				
<u>11</u>	同上	北摂百番街事業協同組合		法第15条第4項第2号
10	都市福利施設整	(社福) 川西市社会福祉	監事	法第15条第4項第2号
<u>12</u>	備	協議会		
1.0	公共交通機関の利	阪急電鉄(株)		法第15条第4項第2号
<u>13</u>	便増進			
1.4	都市機能の増進	川西市低炭素型複合施設		法第15条第4項第2号
<u>14</u>		PFI (株)		
<u>15</u>	同上	能勢電鉄(株)		法第15条第4項第2号
<u>16</u>	同上	阪急バス(株)		法第15条第4項第2号
1.7	地域経済代表有	㈱池田泉州銀行	監事	法第15条第4項第2号
<u>17</u>	識者			
10	有識者	川西市産業ビジョン推進		協議会規約第5条第1項
<u>18</u>		委員会		7号
10	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局宝塚		
<u>19</u>		土木事務所		
20	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局県民		

- 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- [1] 市町村の推進体制の整備等
- ①中心市街地活性化を総括する組織

本市では商工業を所管する市民環境部産業振興課が中心市街地活性化事業を総括しており、関係部局との連携を図りながら、基本計画のとりまとめや関連事業の進捗状況の管理等を行っている。

組織	所属員
市民環境部	部長
	副部長
産業振興課	商工業担当
	課長1名
	課員2名

②~③略

- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
- ①略
- ②構成員及び開催状況
 - (i) 構成員

(1)	田が英			
	区分	団体名	役職	法令根拠
1	経済活力の向上	川西市商工会	会長	法第15条第1項第2号
1				1
2	同上	川西市	副会長	法第15条第4項第3号
3	都市機能の増進	川西都市開発(株)	副会長	法第15条第1項第1号
3				口(川西市出資比率 40%)
1	<u>同上</u>	<u>(株)パルティ川西</u>	副会長	法第15条第1項第1号
4				口(川西市出資比率 27%)
<u>5</u>	経済活力の向上	(一財) 川西市まちづく		法第15条第1項第2号
<u>5</u>		り公社		ロ
<u>6</u>	同上	川西商店連盟		法第15条第4項第2号
<u>7</u>	同上	能勢口商業協同組合		法第15条第4項第2号
<u>8</u>	同上	TEMPO175振興会		法第15条第4項第1号
9	同上	パルティ川西名店会		法第15条第4項第1号
<u>10</u>	同上	ベルフローラかわにしイ		法第15条第4項第2号
10		<u>ースト 商店会</u>		
11	<u>同上</u>	ベルフローラかわにしウ		法第15条第4項第2号
11		エスト 商店会		
12	同上	(株) プライムプレイス		法第15条第4項第2号
12				
<u>13</u>	同上	北摂百番街事業協同組合		法第15条第4項第2号
<u>14</u>	都市福利施設整	(社福) 川西市社会福祉	監事	法第15条第4項第2号
	備	協議会		
15	公共交通機関の利	阪急電鉄(株)		法第15条第4項第2号
10	便増進			
16	都市機能の増進	川西市低炭素型複合施設		法第15条第4項第2号
		PFI (株)		
<u>17</u>	同上	能勢電鉄(株)		法第15条第4項第2号
<u>18</u>	同上	阪急バス(株)		法第15条第4項第2号
<u>19</u>	地域経済代表有	㈱池田泉州銀行	監事	法第15条第4項第2号
10	識者			
<u>20</u>	有識者	川西市産業ビジョン推進		協議会規約第5条第1項

		<u>躍動室</u>	
<u>21</u>	オブザーバー	㈱日本政策金融公庫尼崎 支店	
<u>22</u>	オブザーバー	独立行政法人中小企業基 盤整備機構	

(ii) 開催状況

V-41		
開催年月日	会議名・議題等	
令和5年12月8日	・川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について	
令和6年5月1日	第38回協議会	
	・令和5年度事業報告及び会計決算報告について	
	・令和6年度事業計画(案)及び会計予算(案)について	
	・協議会規約改定(案)について	
	・協議会構成委員の見直し(案)について	
	<u>・役員改選について</u>	

(iii) 法第15条各項の規定に適合していること

法第15条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

・第1項第1号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「川西都市開発株式会社」を組織の構成員としています。 (以下略)

(iv) 略

[3]略

10~12略

1			
		委員会	7号
<u>21</u>	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局宝塚 土木事務所	
99	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局県民	
<u>22</u>		<u>交流室</u>	
00	オブザーバー	㈱日本政策金融公庫尼崎	
<u>23</u>		支店	
	オブザーバー	独立行政法人中小企業基	
<u>24</u>		盤整備機構	

(ii) 開催状況

開催年月日	会議名・議題等		
令和5年12月8日	・川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について		

(iii) 法第15条各項の規定に適合していること

法第15条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

・第1項第1号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「川西都市開発株式会社」、「株式会社パルティ川西」を組織の構成員としています。 (以下略)

(iv) 略

[3] 略

10~12略